

参 考

平成21年分申告所得税に適用される主な項目と金額

1 一般の税率

195万円未満の金額…………… 5%	695万円以上 900万円未満の金額…………… 23%
195万円以上 330万円未満の金額…………… 10%	900万円以上 1,800万円未満の金額…………… 33%
330万円以上 695万円未満の金額…………… 20%	1,800万円以上の金額…………… 40%

2 所得控除（主なもの）

雑 損 控 除 額	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額（A）を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ① Aの金額－（所得金額の合計額×10%） ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円											
医 療 費 控 除 額	$\left[\begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補} \\ \text{てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{10万円と「所得金額の合計額の5\%」} \\ \text{のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$ (最高限度額200万円)											
社会保険料控除額	支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額											
小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金との合計額											
生命保険料控除額	$\left(\begin{array}{l} \text{一般の保険料の計の金額(A)を下} \\ \text{のiからiiiに当てはめてそのAの金額を基に計算} \\ \text{した金額（最高5万円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{個人年金保険料の計の金額(B)を下} \\ \text{のiからiiiに当てはめてそのBの金額を基} \\ \text{に計算した金額（最高5万円）} \end{array} \right)$ i 25,000円までの場合…………… A又はBの全額 ii 25,000円を超え50,000円までの場合…………… (A又はB)×1/2+12,500円 iii 50,000円を超える場合…………… (A又はB)×1/4+25,000円											
地震保険料控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{損害保険契約等に係る地震} \\ \text{保険料の金額の合計額} \end{array} + \left[\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料の金額の合計額(B)} \\ \text{(Bの金額が10,000円を超える場合はB} \times \frac{1}{2} + 5,000 \text{円)} \end{array} \right] \right]$ (最高5万円) (最高限度額5万円)											
寄 附 金 控 除 額	$\left[\begin{array}{l} \text{「政党等寄附金以外の寄附金の支出額」と「所得金」} \\ \text{額の合計額の40\%} \end{array} \right] \text{のいずれか少ない方の金額} - 5,000 \text{円}$											
障 害 者 控 除 額	障害者1人につき…………… 270,000円 ただし、特別障害者については…………… 400,000円											
寡 婦 (寡 夫) 控 除 額	270,000円 $\left[\begin{array}{l} \text{特定の寡婦は} \\ \text{350,000円} \end{array} \right]$											
勤 労 学 生 控 除 額	270,000円											
配 偶 者 控 除 額	配偶者控除額は、次の表で求めた金額 <table><tr><td></td><td>同 居 特 別 障 害 者 で あ る 者</td><td>左 記 以 外 の 者</td></tr><tr><td>一 般 の 控 除 対 象 配 偶 者</td><td>730,000円</td><td>380,000円</td></tr><tr><td>老 人 控 除 対 象 配 偶 者</td><td>830,000円</td><td>480,000円</td></tr></table>				同 居 特 別 障 害 者 で あ る 者	左 記 以 外 の 者	一 般 の 控 除 対 象 配 偶 者	730,000円	380,000円	老 人 控 除 対 象 配 偶 者	830,000円	480,000円
	同 居 特 別 障 害 者 で あ る 者	左 記 以 外 の 者										
一 般 の 控 除 対 象 配 偶 者	730,000円	380,000円										
老 人 控 除 対 象 配 偶 者	830,000円	480,000円										

扶 養 控 除 額	扶養控除額は、次の表で求めた金額			
			同 居 特 別 障 害 者 で あ る 者	左 記 以 外 の 者
	一 般 の 扶 養 親 族		730,000円	380,000円
	特 定 扶 養 親 族		980,000円	630,000円
	老 人 扶 養 親 族	同 居 老 親 等 以 外 の 者	830,000円	480,000円
		同 居 老 親 等	930,000円	580,000円
配 偶 者 特 別 控 除 額	生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しない者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）（㊤）に基づき、次の表で求めた金額			
	配偶者の㊤の金額		控除額	
	380,000円以下		0円	
	380,001円から399,999円まで		38万円	
	400,000円から449,999円まで		36万円	
	450,000円から499,999円まで		31万円	
	500,000円から549,999円まで		26万円	
	550,000円から599,999円まで		21万円	
	600,000円から649,999円まで		16万円	
	650,000円から699,999円まで		11万円	
	700,000円から749,999円まで		6万円	
	750,000円から759,999円まで		3万円	
	760,000円以上		0万円	
基 礎 控 除 額	380,000円			

3 税額控除（主なもの）

配 当 控 除 額	① 課税総所得金額が1千万円以下の場合…………… 次の①と②の合計額 ① 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10% ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5% ② 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……………次の①と②の合計額 ① 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10% $\text{②} \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円を控除した金額} \\ \text{に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配} \\ \text{当所得の金額のうち、} \\ \text{(A)以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$
	③ 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（④に該当する場合を除く。）……………次の①と②の合計額 $\text{①} \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額の} \\ \text{うち、課税総所得金額から1千万円と} \\ \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額の合計額を控除した金} \\ \text{額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る} \\ \text{配当所得の金額のう} \\ \text{ち、(A)以外の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right] \times 10\%$ ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5% ④ 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……………次の①と②の合計額 ① 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5% ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除額	① 平成21 年中に居住の用に供した場合 (②、⑪又は⑫を選択する場合を除く。) (居住の用に供した年 (1 年目) から10年目までの各年) $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ② 平成21 年6 月4 日から同年12 月31日までの間に居住の用に供した場合に、①に代えて認定 長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択する場合 (居住の用に供した年 (1 年目) から10年目までの各年) $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1.2\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ③ 平成20年中に居住の用に供した場合 (④、⑪又は⑫を選択する場合を除く。) A 居住の用に供した年 (1 年目) から6 年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 7 年目から10年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ④ 平成20年中に居住の用に供した場合に、③、⑪又は⑫に代えて居住の用に供した年以後15年 間の各年について行うことができる住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択するとき A 居住の用に供した年 (1 年目) から10年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right) \times 0.6\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 11年目から15年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right) \times 0.4\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑤ 平成19年中に居住の用に供した場合 (⑥又は⑪を選択する場合を除く。) A 居住の用に供した年 (1 年目) から6 年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,500万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 7 年目から10年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,500万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑥ 平成19年中に居住の用に供した場合に、⑤又は⑪に代えて居住の用に供した年以後15年間の 各年について行うことができる住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択するとき A 居住の用に供した年 (1 年目) から10年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,500万円)} \end{array} \right) \times 0.6\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 11年目から15年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,500万円)} \end{array} \right) \times 0.4\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$
--------------------------------------	--

(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除額	⑦ 平成18年中に居住の用に供した場合 A 居住の用に供した年（1年目）から7年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 8年目から10年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑧ 平成17年中に居住の用に供した場合 A 居住の用に供した年（1年目）から8年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 9年目及び10年目の各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑨ 平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑩ 平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 A 居住の用に供した年（1年目）から6年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 7年目から11年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 0.75\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ C 12年目から15年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑪ 家屋について高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をして、平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合（①、③、④、⑤又は⑥に代えて適用） (居住の用に供した年（1年目）から5年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額 (A)} \\ \text{(最高200万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額 - (A)} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑫ 家屋について断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等をして、平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合（①、③又は④に代えて適用） (居住の用に供した年（1年目）から5年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額 (A)} \\ \text{(最高200万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額 - (A)} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$
政党等寄附金 特別控除額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① $\left[\left(\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄附金の支出額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{5千円 - 「政党等寄附金以外の寄附金」} \\ \text{の支出額} \end{array} \right) \right] \times 30\%$ (赤字のときは0) ② 所得税の額の25%相当額

住宅耐震改修 特別控除額	平成21年1月1日から同年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合 $\left(\begin{array}{l} \text{次のAとBのいずれか少ない方の金額} \\ \text{A 住宅耐震改修に要した費用の額} \\ \text{B 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \end{array} \right) \times 10\% = \text{住宅耐震改修特別控除額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ (最高20万円)
住宅特定改修 特別税額控除額	平成21年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ① 特定居住者の場合 $A + B = \text{住宅特定改修特別税額控除額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{最高20万円（一般断熱改修工事等に太陽光} \\ \text{発電設備設置工事を含む場合は最高30万円）} \end{array} \right]$ 次の㊸と㊹のいずれか少ない方の金額 $\left(\begin{array}{l} \text{㊸ 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額} \\ \text{㊹ 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額} \end{array} \right) \times 10\% = A \quad \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ 次の㊺と㊻のいずれか少ない方の金額 $\left(\begin{array}{l} \text{㊺ 一般断熱改修工事等に要した費用の額} \\ \text{㊻ 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額} \\ \text{（最高200万円（一般断熱改修工事等に太陽光} \\ \text{発電設備設置工事を含む場合は最高300万円））} \end{array} \right) \times 10\% = B \quad \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$
認定長期優良住宅 新築等特別税額 控除額	平成21年6月4日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\left(\begin{array}{l} \text{認定長期優良住宅の認定基準に適合するため} \\ \text{に必要となる標準的なかかり増し費用の額} \\ \text{（最高1,000万円）} \end{array} \right) \times 10\% = \text{認定長期優良住宅新築等特別税額控除額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$
電子証明書等 特別控除	電子証明書を有する個人が、平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して平成22年3月15日までに国税電子申告・納税システム（e-Tax）で行う場合は、その者のその年分の所得税額を限度として5,000円を控除する。